

公益財団法人 岐阜県建設研究センター インターンシップ実習生受入実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人 岐阜県建設研究センター（以下「センター」という。）が行うインターンシップ（学生実習生受入れ）制度に関して基本的な事項について定める。

(対象者)

第2 インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（大学院及び短期大学を含む）の学生
- (2) 工業高等専門学校の学生
- (3) 県内在住の高校生

(受入期間、手続等)

第3 実習生の受入時期は、大学の夏季休暇期間中を原則とし、期間は5日間以上とする。ただし、実習生及び実習生の受入れをしようとする所属の事情等に応じて、別に期間を定めることができる。

- 2 総務課（以下「総務課」という）は、実習生の受入れを行う所属を取りまとめ、実習内容を、あらかじめホームページ等に提示するものとする。
- 3 学生は、インターンシップエントリーシート（様式第1号）を提出するものとする。
- 4 総務部長は、受入れの可否を決定し、学生に通知する。

(事故責任等)

第4 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(報酬等)

第5 センターは、実習の受入れを決定した学生に対して、交通費と昼食費を支給する。

- 2 インターンシップの期間に宿泊を必要とする実習生には、宿泊費を支給または宿泊所を提供する。
- 3 賃金、その他報酬及び手当等は一切支給しない。ただしセンターの業務の執行のために、本人負担となる経費（宿泊出張の際の実費、社用車以外の公共交通機関利用の場合の実費等）については、センターが負担するものとする。

(実習の証明)

第6 センターは、教育機関が、学生実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(誓約)

第7 実習生は、実習開始時までに、誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし教育機関が提供する場合は、教育機関の様式による。

(その他)

第8 実習生の受入れに係る庶務は、総務課が行う。

2 この要領に定めるほか、実習生の受入れに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行する。